

こうち男女共同参画プランの新旧体系表

現行:こうち男女共同参画プラン			改定:こうち男女共同参画プラン(案)				
推進方向	区分	取組の方向	推進方向	取組目標	取組の方向		
テーマ1 意識を変える	1 男女間の意識を変える	(1)女性と男性は平等に	◆男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。	テーマ1 意識を変える	(1)意識改革と社会制度・慣行の見直し	◆男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。	
			◆県の取り組みが、男女平等社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取り組みが行われるよう要請します。			◆県の取組が、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう要請します。	
			◆男女の性別に関わらず個人として、その人権が尊重される社会づくりを進めます。			◆人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。	
		(2)女性と男性の役割分担は	◆男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。		(2)メディアにおける女性の人権の尊重	◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心とした、研究・調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。	◆女性の人権を尊重した表現がされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。
						◆行政自らの広報・出版物についても、人権に配慮し、また、性別に基づく固定観念にとられない表現に努めます。	
						◆国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。	
					(3)国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進	◆国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。	
	2 さまざまな場での意識を変える	(1)家庭では	◆家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促します。		テーマ2 さまざまな場での意識を変える	(1)家庭での男女共同参画の浸透	◆家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、 <u>子どものころからの男女共同参画の理解を促進</u> します。
			◆家庭生活に関する学習機会を提供し、男性の家庭生活への参画を促します。				◆男女が互いに担いあう家庭生活のため、学習機会を提供し、男性の家庭生活への参画や日常生活の自立を促します。
		(2)学びの場では	◆子どもの時期から男女の平等意識をはぐくんでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実します。			(2)学びの場での男女共同参画教育の推進	◆子どものころから男女の平等意識を育ていくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。
◆教職員等に対する男女平等の意識啓発を進めます。			◆教職員等に対する男女平等の意識啓発を進めます。				
◆性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。			◆性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。				
		◆PTA活動での男女共同参画を促します。	◆学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取組を進めます。				
(3)職場では		◆職場における男女平等の視点に立った研修など、職場の意識啓発を促します。	(3)職場での意識啓発	◆男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。			
(4)地域では		◆地域における意識啓発を進めるとともに、さまざまな活動に男女共同参画を促します。	(4)地域での意識啓発	◆男女が互いに担いあう地域生活のための意識啓発を進めるとともに、さまざまな活動に男女共同参画を促します。			
1 働く場をひろげる	(1)機会と待遇	◆女性の職域拡大を促進し、働く意思のある女性の雇用の場を広げます。	テーマ3 働く場をひろげる	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)行政への女性の参画の促進	◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。	
		◆男女の平等な待遇を促します。			◆女性県職員の登用や活用を一層進めます。		
		◆企業におけるポジティブ・アクションを奨励します。			◆市町村における男女共同参画の取組を支援します。		
					◆各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。		
				◆職域拡大を促進し、働く意思のある者の雇用の場を広げます。			
(2)能力開発と就業条	◆女性の職業能力を高め、広げるよう、能力開発を支援します。	(1)職場における男女の構築から雇用の機会と待遇の	◆男女の平等な待遇を促します。				

現行:こうち男女共同参画プラン		
推進方向	区分	取組の方向
テーマ2 場をひろげる	件 (3) 家族労働	◆多様な働き方ができる就業の場を広げます。
		◆家族労働における就業条件や環境を整えます。
		◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。
	(1) 行政への参画	◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。
		◆女性県職員の登用や活用を一層進めます。
		◆市町村における男女共同参画の取り組みを支援します。
	(2) 団体・組織への参画	◆各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。
		◆男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるように、市町村とも連携をとって啓発活動を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の情報提供を充実し、幅広い県民の参加を促します。
	(3) 地域活動等への参画	◆男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるように、市町村とも連携をとって啓発活動を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の情報提供を充実し、幅広い県民の参加を促します。
	1 仕事と家庭や社会活動の両立	(1) 家庭や地域における子育て・介護環境
◆介護における男女の共同参画を促すとともに、地域における介護の支援策を充実します。		
(2) 雇用の場における子育て・介護環境		◆子育てや介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。
		◆子育てや介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実します。
(3) 女性も男性も家庭や社会活動に参画しやすい環境		◆労働時間の短縮や勤労者リフレッシュ対策などを促します。
		◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。

改定:こうち男女共同参画プラン(案)			
推進方向	取組目標	取組の方向	
テーマ2 場をひろげる	2 働く場をひろげる (2) 能力開発と就業の支援	◆若年者(女性・男性)の就労を支援します。	
		◆県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。	
		◆女性の職業能力を高め、ひろげるよう、能力開発を支援します。	
	(3) 農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進	◆家族労働における就業条件や環境を整えます。	
		◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。	
		◆市町村との連携のもと、PTA自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への女性の参画状況の把握に努めるとともに、参画促進のための啓発を行います。	
	3 地域・防災分野における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	◆市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。
			◆防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が進むよう、情報提供や意識啓発を行います。
			◆ボランティア活動、NPO等への参加促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進めます。
		(2) 防災分野での男女共同参画の拡大	◆NPOやボランティア等の育成・支援を行います。
◆市町村とNPOとの協働を支援します。			
◆産業振興、地域おこし、まちづくり、観光などにおける人材の育成を支援するとともに、方針決定過程や活動への女性の参画促進を図ります。			
◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、女性団体やNPOの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。			
◆防災対策に女性の視点を反映し、地域防災の取組を進めます。			
◆地域防災への女性のかかわりを促進します。			
1 仕事と生活の調和	(1) 雇用の場における子育て・介護環境の整備	◆子育てや介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。	
		◆子育てや介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。	
	(2) 家庭や地域における子育て・介護環境の整備	◆「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。	
		◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。	
	(3) 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。	
		◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	

現行:こうち男女共同参画プラン			改定:こうち男女共同参画プラン(案)		
推進方向	区分	取組の方向	推進方向	取組目標	取組の方向
テーマ3 環境を整える			テーマ3 環境を整える	2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	◆女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防や生きがいがづくりの推進に取り組みます。
					◆たとえ介護が必要な状態になっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。
					◆高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。
					◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。
					◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。
				(2) 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援	◆雇用・就業の安定に取り組みます。
					◆安心して親子が生活できる環境づくりに取り組みます。
					◆自立に向けた力を高めるよう支援します。
2 女性の生涯を通じた健康支援	(1) 自己決定の尊重	◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。	3 生涯を通じたからだとこころの健康支援	(1) 自己決定の尊重	◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。
	(2) 生涯を通じた女性の健康支援	◆女性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。		(2) 生涯を通じた健康支援	◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。
3 女性に対する暴力の根絶やメディアにおける人権の尊重	(1) 女性に対する暴力の根絶	◆女性に対する暴力のない社会づくりを進めます。	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	◆女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。
	(3) メディアにおける女性の人権の尊重	◆女性の人権を尊重した表現がされるよう、メディアの取り組みを促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。			◆市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を図ります。
					◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。